

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人 流通経済研究所(以下この法人という。)定款第29条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、代表理事及び業務執行理事の職務執行の対価として、月毎の役員報酬(以下、月額報酬という。)並びに役員賞与等を支給することができる。また、その退任にあたっては、任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。

2 監事に対して、その職務執行の対価を支給することができる。

(理事の月額報酬及び賞与の額の決定)

第4条 常勤の代表理事及び業務執行理事の月額報酬(研究員としての職務遂行の対価を含む。)は、次の各号の区分に従い一般職員の給与に関する法律(昭和25年法第95号)第6条に規定する指定職俸給表の俸給月額を超えない範囲において、当該役員の勤務状況、この法人の資産及び収支状況等を勘案して、理事長が理事会の承認を経て決定する。

- | | | |
|---|------|-----------|
| 一 | 理事長 | 指定職俸給表5号俸 |
| 二 | 専務理事 | 指定職俸給表5号俸 |
| 三 | 常務理事 | 指定職俸給表3号俸 |
| 四 | 執行理事 | 指定職俸給表1号俸 |

2 常勤の代表理事及び業務執行理事の賞与額は、各々月額報酬の5箇月以内として、理事長が理事会の承認を経て決定する。

3 第1項以外の理事の報酬については、各々1日あたり10万円を上限として、理事長が

理事会の承認を経て決定する。

(監事の報酬額の決定)

第 5 条 監事の報酬は、各々年額 2 百万円を超えない範囲とする。

(月額報酬及び賞与の支給)

第 6 条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程 (以下「給与規程」という。) に準ずる。

(退職慰労金)

第 7 条 退職慰労金は、理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 退職慰労金は、退任の日における月額報酬に役員在任月数及び 1 0 0 分の 2 0 を乗じた金額を上限とする。ただし、役員在任期間は当初就任日より起算して 1 0 年間を上限とし、1 箇月に満たない端数が生じたときには 1 箇月とする。

(特別功労金)

第 8 条 在任中特に功労があったと認められる理事に対し、前条の退職慰労金に 1 0 0 分の 2 0 を乗じた金額を超えない範囲内で特別功労金として退職慰労金の支給時に加算して支給することができる。支給額については、理事長が理事会の承認を経て決定する。

(費用)

第 9 条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 1 0 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 2 0 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 1 1 条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 1 8 年法律第 5 0 号) 第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。